

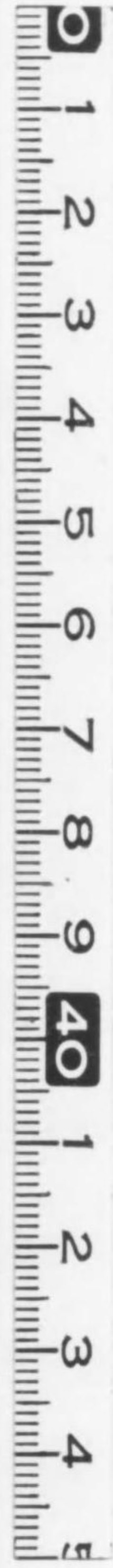
14.8-79



1200600230923

14.8

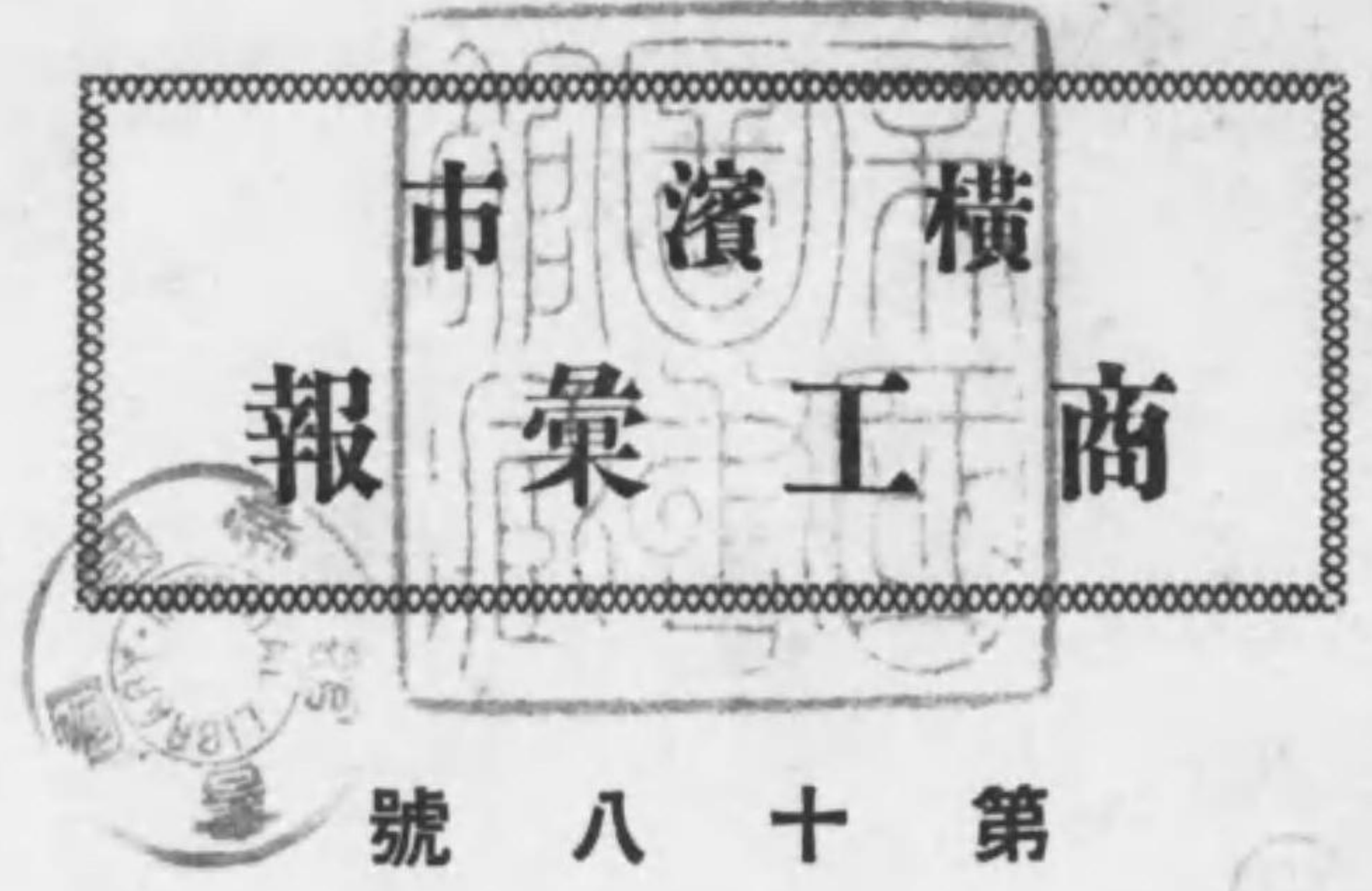
79



始



14.8-79



第八十號

大正四十二年二月發行

輸出組合法

重要輸出工業組合法

講演集

發行所寄贈本

橫濱市役所商工課編纂



市 濱 横
報 彙 工 商

號 八 十 第

行 發 月 二 十 年 四 十 正 大

は し が き

輸出組合法及重要輸出品工業組合法は
本年九月一日より施行せられ、本邦貿易
港として有樞なる地位を占む横濱港の
現狀に顧み、右兩法の實施は尠からの好
影響を齎すへきを以て、本年九月十九日
該法案の立法に執筆せられたる商工省
工務局工務課長原田幾造及商工省商務
局貿易課黒田鴻吾の兩氏の御派遣を乞
ひ、右兩法の趣旨の普及を圖る爲め講演
會を開催せり、其講演速記を編纂したる
もの即ち是なり。



第十八號
大正十一年十二月廿日

（Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in vertical columns within a rectangular border.)

挨拶

横濱市長 有吉忠一氏

横濱市は一昨年の震災以來、各般の方面に於て打撃を受けて來て居りますから、市民一同は、是れが復舊復興に努力して、一日も早く之を取返へし、特に之を振興することに付て考慮を致さなければならぬ次第であります。又従前より、當市民の間に叫ばれて居りました所の、工業の發達を圖るといふ事も、是と同時に、大いに努めなければならぬ所でございます。

之に付きまして、此度政府に於きましては、新たに、輸出組合及び工業組合の二法律を發布に相成りました。其趣旨は、既に我國の輸出を促進し、又工業の發達を企圖せらるゝに外ならぬと考へますが、先程申しました通りに、當市の現状に鑑みまして、市民一同が非常なる期待を繋いで居ります、此二つの問題に就て、偶々政府が斯様な便宜を一般國民に與へらるゝといふのは其時宜に適應した次第であります。此二つの問題に就て、偶々法律を發布せられたる趣旨、茲に此法律の運用に就て、如何に政府が考へて居らるかといふ事を研究することは當市の今日に於て、最も緊要なる所と考へまして、特に、其立法の趣旨並に運用の方法等に就て、政府の所見を御説明願ひたいといふ考へから、商工省に交渉を致しましたる所、幸ひに政府も當市の現状に鑑みられまして、特に、それと、専門の方々を茲に御派遣下されましたる事は、當市に取つて、此上も無い本懐の次第でございます。是より、兩法に就てのお話がございますが、市が之を主催いたしました趣旨は右様の次第でございます。るので、願くば、皆様も此政府の趣旨、及び市民の期待といふ事を御斟酌下されて、本市の爲に、今後此二業の發達に就て、御盡力あらむことを偏へに希望いたします。ちよつと開會の初に當りまして、此會を催はしました趣旨を説明申上げた次第であります。

(拍手)

重要輸出品工業組合法に就て

商工省工務課長 原田幾造氏

二

唯今、市長から御紹介がございましたが、これから重要輸出品工業組合法に就て、御話を申し上げます。講演は未だ甚だ生なまでございましたが、或は趣旨が徹底いたしませぬかも知れませぬ。今日は幸ひに、此重要輸出品工業組合法の立案の當初から、之に携はつて居られます、商工事務官大島君が参つて居りますので、若し私の趣旨、或は説明が徹底いたしませぬで、御不審の点がありましたら、後で充分に大島事務官が御答を致す積りでありますから、御承知を願つて置きます。

先程、市長も仰せられました通りに、此重要輸出品工業組合法を政府が作りました趣旨、其の最も主なる目的はと申しますと、輸出貿易の振興といふ事にあるのであります。

御承知のように、我國の資源といふものは、色々な方面に於て極めて乏しいのであります。中には、我國で出来る原料で以て、それに加工して出て居る物も澤山あります。生絲絹織物の如きものは、其の一つで、且最も大きな物であります。他の物では、外國から材料を買つて、さうして日本で加工して出して居るといふような物が多いのでございます。日本から日本の材料で以て出すといふ物もあるにはあります。要するに、國を富ましめて、そして國力を増進するといふ上に於きましては、どうしても此の輸出を振興するといふ事が第一であります。如何に其國の富力を増進しやうと思つて、國內の天然資源を開発いたしましたしても、相當其國の資源は開發して國力を増加致しませうけれども、これを外國に賣らなければ結局に於ては、其國の貨幣の流通經濟の範圍を出ませぬ。それで澤山の金を外國から取つて來て、さうして我國を富ますといふ事が一番國を富ます近道であり

ます。

所が、我國の外國に出て居ります色々な輸出品に就て其の共通な缺點とでもいふようなものを見ますと、どうも我國から外國に出て居る品物は粗悪である。其個々に付て見れば必らずしも粗製濫造品とは限らない。けれど不整一である、品物が揃はないといふ事があります。又は工業道徳にも關係いたします。或は商業道徳にも關係いたしますが、見本とどうも一致しないといふ事があります。又どうも値段が一定して居らない。それ故向ふの輸入商が之を取扱つて商賣するのに、どうも商賣にならないと云ふやうな苦情が出て參るのであります。従つて向ふの商人でも、私の聞く所に依りますと、初めは大きな商人が取扱つて呉れてゐたものが段々聲價を墜して今では或る種の商品は向ふの商人中一流二流所は、之を取扱つて居らない。それはどうも品物が揃はない。或は見本と違ふ、それから荷造が悪くて運送の途中で壞はれる。或は品の値段が上り下りが烈しくて引合はない、と云ふので、二流三流若くは四流といふやうな商人が取り扱つて居るといふことでもあります。斯う云ふやうな現状でありましては、どうも日本の輸出を振興するといふ譯には、中々參らないのであります。

そこで、此輸出を振興する上に就て、どうしても此商品に附屬して居ります其不整一であるとか、或は粗悪であるとか、或は値段が何時も不同であるといふやうな事を改善しなければ、輸出は振興いたさない。それを改善するのは、如何にしたらばいゝか。斯う云ふ問題を考へて見まして、重要輸出品工業組合法を作つた譯であります。

其改善の手段は、要するに此商品のそういふ缺點を除くことであり、それには商品の生産組織に缺點があるから此生産組織を改善して、盛んに新しい機械を使ひ、動力を使つて、さうして又原料や材料を十分に撰擇してそして作り上げたならば、必ず良い物が出来る。是は當然な話であります。それをこの組合團體の共同の

三

力に依つて遣らう。製造家は皆組合員になつて互に節制を守り粗製濫造を避け同じ商品を多量に誠實に、且つ良
 い物を作つて、之を外國へ賣り出すといふ事が一番肝心である。斯ういふ見地から、又さう致さなければ、改善
 進歩と云ふものは出来ないといふ考へから工業組合を作つたのであります。然らば我國の現状——此輸出品工業
 の製産状況即ち製造の設備や組織と云ふものは、如何であるかといふ事でありませんが、これは寧ろ私共よりは皆
 さん方の方がよく御存知かも知れませぬ。我國の輸出品の中で、此綿紡績だとか、毛紡績だとか、或は製麻——麻
 工業であるとか、或は船舶鐵道車輛電氣器具の或物、或は製造用機械器具、或はセメントとか、人造肥料、板硝
 子、洋紙、製糖、火薬、或は其外爆發物、曹達灰と云ふような物は、大きな工場組織で、立派な工場で、多量に
 且つ整一な物を生産して居ります。けれども、其外の物で、外國に出て居りまして相當に輸出額があり現に省令
 で以て不良品を輸出する事を禁止いたしております。硝子製品、或は眞田、鉛筆、セル
 ロイド製品の如き、其外色々ありますが、斯の如き物は、無論其品物の性質にも因り、又中には例外もあります
 けれども、概して雜然として、色々な中小の設備で以て、不十分な資力、不十分な機械設備で寧ろ機械と云ふよ
 りも道具の程度のもので、製産せられて居ります。而も、其間に殆ど業者の聯絡統一がない。従つて大口の注文
 が入つて参りましたも、間に問屋さんが立つて居つて、さうして色々な之を分配をして作らせる。而も其作る組
 織が、或は其の使ふ道具が皆それ／＼規格が違つて居りますし、又製造の能力も其外何と申しませうか、製造
 に關する色々な條件が皆違つて居ります。折角を集めて、何千箇若くは何萬箇と出来上りましても、
 集めて見ると不揃ひになります。或は個々別々に勝手な材料を使つたのでありますから、品質も皆揃つて居な
 い。形も揃はない。寸法も揃はない。さういふ物が出来ますから、それを外國へ賣出しますと、見劣りがします
 し、又色々な苦情が生じて來る譯であります。之を改良致しまするのには、今申上げたように、業者がばら／＼

になつて居つて、聯絡も統一も無い。使つて居る機械や設備は、皆時代遅れの物で——必ずしもさうでもありませ
 ぬけれども、概して申上げれば、さういふことになります。これを改良しなければならぬ。どうしても此製産組
 織といふものを改善致しまして、さうして商品を作り上げる製造過程に於て色々な検査なり取締り制限なんかを
 行つて、さうして良い物を作れるようにしなければ、日本の輸出貿易といふもの、輸出品工業といふもの、將來
 はない。斯う云ふ結論に到達致すのであります。

然らばそれを如何にして改善するか。是はどうも、其中小規模の工業者が寄り集つて、さうして其團結の力に
 依つて、各々の製産組織に統制を與へて、さうして無駄な競争をしないように、無駄な設備を重複して置かない
 ように、それから又原材料の共同の購入を行つて、色々な原材料を仕入れます上に於ての不利を省いて、さ
 うして之を賣ります時には、系統的に致して之を賣り出すといふようにしなければ、逆も將來は駄目だといふこ
 とになります。中小の工業者から申しましても、團結の力に依つて自分達の共同の利益を確保し、從來の持つて
 居る利益は之を確保し持續する、さうして尙ほ進んで、之を増進し、若し不利益な点があれば、互に之を避け
 る、團體の力でお互に不利を避ける。斯くして大工業的の製産組織は持つて居りませぬけれども、大工業、或は
 工場の組織に依つて作ると同じ様な利益を、お互に持ちたい、或は持たせたいといふのが、此工業組合法の立法
 の趣旨、精神であります。

然らば我國には、從來、組合制度に依つて斯ういふように工業の改善を圖り、貿易の振興を企てるような制度
 は無かつたかといふ事ではありますが、實は其組合法制は、二つ許りあるのであります。御存知のように同業組合
 法と、それから産業組合法とであります。此同業組合といふものは、其目的としては、第一に組合員の營業上
 の弊害を矯正し、共同の利益を増進するといふ事で、組織者と致しましては生産者、製造業者、販賣業者、それ

から夫等に關聯する營業をして居る者などがありまして、それ等の者が一致共同をして同業組合を作り、組合事業としては主として製品の検査をやつて居ります。是は出來上つた物の検査であります。此検査甚だ不徹底であります。我々から斯う云ふ事を申し上げるのは、ちよつとをかしい様であります。先き程申上げましたように製品の改善向上を圖るのに、製品の検査のみを以てしては、容易に目的は達せられないのであります。出來上つたものを見て、さうして是は悪いとか善いとか、詰り一定の標準を設けまして、これから上の是々斯々のものが善いといふことになり、さういふ條件を具備しない物は落第だ、不合格だと、斯ういふ事に致しますことは、極めて杓子定木なのであります。此場合出來上つた品物を合格、不合格に分けて見た所で、製品の改善向上といふ事には餘程縁遠く再び其物を作り直すといふ事は全然出來ないものがあるのであります。そこで、不合格品が出來れば、内地に賣るか、若くは値を安くして賣るかして、それは外國には出さない。唯だそれだけであります。更に其上良い品物を作らうといふような事に對しての効果は、極めて薄いのであります。それは結局、出來上つた物だけを検査して、溯つて色々な事に検査なり、取締りなり、制限がないからであります。尤も、取締りや制限で縛つた上で、漸く製品が改善し向上するといふ事は、我々から申すれば、甚だ殘念な次第でありまして、業者から致しますれば當然さういふ良い物を作つて、さうして我國の輸出を盛んにすると云ふ心掛が必要なんでありまして、法律で之を縛らなければ、さういふ事が出來ぬといふのは、誠に慨嘆に堪へませぬ。然し少くとも現在の状態に於きましては、斯ういふことを致す必要があるのであります。此同業組合は今申上げましたようにこの製品検査といふことが重なる事業になつて居ります。さうして強制加入でありまして、何でもかんでも、組合の地區の中に居る同種の業者は一切入れる。さうして組合の費用を嫌やでも應でも賦課する。斯ういふ立て前になつて居ります。所が此同業組合は、組織者が前申上げましたやうに生産者あり、販賣業者あり、製造業者

ありで、而してそれ等の人々は、各々利害を異にして居つて、中々共同の施設を爲すとか、或は生産販賣の組織を改善するとか云ふことには、皆夫々相當に異存があつて、議論が分れて、なか／＼纏まらない。而もその施設を賦課徴収の經費に依つてやるのでありますから、自分達の頭の上に觀面か、つて來ので益々議論が纏まらない。それで善いとわかつても單的にさういふ施設を敏速にやること出來ない。是は同業組合法の一つの大なる缺點であります。

然らば先刻申上げました産業組合は、どんな組織であるか。御承知のように、産業組合は、七人以上の者が發起を致しまして、さうして共同に金を出し合つて、詰り出資を致しまして、さうして色々な信用販賣、購買利用等の組合を作るのであります。所が此中で、信用組合の如き、購買組合の如きものは、實は工業組合の比較がつかぬのであります。後に申し上げますが、工業組合といふものは、信用事業をやらないのであります。又購買組合の如く、日用用ふる經濟用品、例之味噌、醬油、酒、或は薪、炭なんといふものは、決して工業組合は取扱はないのであります。唯販賣組合は稍々一稍々と申してい、か、どうか判りませぬが、工業組合の一機能を持つて居ります。工業組合でも製品の共同販賣を致すのであります。然し最も關係の深いのは、利用組合であります。利用組合は共同出資に依つて、色々な共同施設を致しまして、機械を据付けてるとか、或は貸與機械を買入れるとか、色々な施設を致しますから、よく工業組合に似た所があります。然し立法の立て前と致しましては、産業組合といふものは、要するに中産者の經濟並に産業の發達を助長する。而して沿革的に、其の大部分は農村に發達を致したものであります。且つ又、是は農村を發達させやうが爲に、作り上げたものであります。必ずしも直接に工業の改善發達といふ事を目的に作つたものではないのであります。随つて製造上の色々な制限だとか、取締りだとか云ふ事、即ち斯々の材料を使へ、斯々の染料を使つてはいけなやか、或は検査を致すといふよう

な事は、産業組合法では、組合の事業としてやり得るかどうか直接には、其法律の上に現はれて居らないのであります。従つて、或は共同の販売、共同の生産をする必要上、さういふ事をやるかも知れませぬが、さういふ事は法律の上にも書いてありませぬし、又法律の正面解釋から申しますと、如何かと思はれる点があるのであります。

そこで、産業組合でもいかない、或は同業組合にも缺点がある。而して此輸出振興の爲めに色々な輸出品の製産組織を改善し、各業者の業態を統一しと申しますと稍々語弊がありますが、系統を立て、互に相侵さずして、共同に其利益を増進するといふ方法をどうしても執らなければならぬ。所が従來の法制と致しましては此点に於て、同業組合法でも、産業組合法でも缺けた所があるから、そこで、此兩組合法の長を採り短を補つて別の立法を致す必要が起つたのであります。然し工業組合法は、必ずしも兩組合法から脱却したものではないのであります。他の色々な事柄を考慮致しまして、又色々な要素が這入つて、茲に工業組合法といふものが出來たのであります。要するに、従來の組合法制では、此日本の工業品の改善向上といふものを企圖するには、どうも足りない所がある。従つて別の法制を作る必要があるといふので、出來たと云ふことを御承知置きを願ひたいのであります。

そこで此法制の組立を大体申上げますが、第一に此組合の目的であります。此目的は法律にも書いてありまして、先程から申上げましたように、極めて明瞭であります。「工業の改良發達を圖る爲共同の施設を爲す目的を以て」と書いてあります。工業の改良發達を圖る爲には、何をするのかと申上げますと、共同の施設をする。それには團結の力を以て色々な改善向上をするのに都合の宜いような事業をする。施設必らずしも機械設備ばかりではありません。見本市を開いたり、或は研究機關を置いたり、検査機關を置いたりするのは皆施設の中に這入

つて居るのであります。

次には此重要輸出品といふことでありますが、重要輸出品といふことに限つた譯は、先程も申上げましたが、この法律が輸出を振興するといふ目的の爲めに作られたので、輸出品のみに限つた譯であります。無論内地向製品は捨てた譯ではありませんが、内地は差當りは、同業組合の法制で内地品工業の改良發達を圖り得る、或は圖つて行かうと云ふのであります。さうして重要輸出品の範圍に限つて此工業組合といふものを立てたのであります。

重要輸出品とは、然らばどんな物か。是は商工大臣が指定を致すことになつて居りますが、二十二種ばかり指定してあります。試みに申上げて見ますが、綿織物、絹織物、毛織物、布帛製品―布帛製品とありますが、是には手巾だとかシャツだとかタオルだとか或は又ドロンワークなどが這入つて居ります―莫大小及び莫大小製品、時計、金屬製品―是は非常に廣いのであります。金屬の製品ならば殆ど何でも這入つて來るよう書いてあります。それから陶磁器、珪瑯鉄器、硝子、セルロイドの製品、燐寸、護謨製品、漆器、眞田、靱具、帽子、鉛筆、鈕釦―鈕釦といふのは、斯う云ふ（洋服の鈕釦を指す）鈕釦であります。刷子、人造眞珠、花蔴及び野草蔴、斯ういふようなものであります。之を何故さういふような二十二種に限つたかといふお訊ねがあるだらうと思ひますが、是は大体、輸出額が相當の金額に上つて居るものであつて、さうして又其改善向上を致さなければならぬ。焦眉の急に迫つて居るもので、而も共同の施設をして早くそれを改善しなければ其の輸出が減退するといふことから、最も重要な物だけを抜き上げて二十二種にしたのであります。此指定は順次、必要に応じて、尙ほ之を増加して行く積りであります。必ずしも二十二種を動かさぬといふ譯ではありません。それから生糸であります。これはこの組合法とは別に考へるといふことで特に指定より除いてあります。

そこで目的とそれから組合を立てられる範圍、斯ういふものが、今申上げたような譯で限定をされて居るのであります。然らばこの組合の組織者たる工業者といふものは、一体どれ位な範圍を言ふのであるかと申しますと、是は「製造に關する」とありまして或る一種の品物即ち眞田なら眞田、燐寸なら燐寸の製造に關係をする者であるならば即ち關係の工業者であるならば、よいのであります。でありますから餘程廣いのであります。之を例へば絹織物の中の縮緬なら縮緬にして見ましても、縮緬の原材料の製造業者並に之を織り上げる製織業者、或はそれを整理する業者、染色、漂白をするような加工業者、さういふ者は別々に又は一所に工業組合を作り得るのであります。所が、此工業組合は、然らば大工業者の如き者は此組合に這入り得るがどうかといふ問題があります。大工業者必らずしも之を排除して居らないのであります。大きな立派な設備を持つて居る者で、さうして自分の製品のマークで相當に賣り擴めて居るものでも同種商品の價値や信用を維持する爲になるといふような考へからであつたならば、工業組合に這入り得るのであります。けれども、まあ普通に考へて、さう云ふ工業者は這入らないかも知れないし、又這入る必要もないと言はれるのが多いだらうと思ひますが、工業組合は之に對しても門戸を開放して居りまして、必らずしも入れちやいかぬといふ事はないのであります。又よく問屋さんが問題になるようではありますが、問屋さんは、問屋といふ資格では工業者でありませぬから這入れませぬが、問屋にして且つ工業者でありますならば—實際自分で以て製産をやつて居る方でありませぬならば、其の工業者といふ資格で以て這入り得るのであります。是は個々の場合に色々事情が變はりませぬから、抽象的には、唯だそれ位な程度に於て申上げる外ありませぬ。然らば同一種類で、綿織物と茲に書いてあるが、綿織物といふ様な總括的名稱の何々工業組合でなければ、工業組合は作れないのかといふ事ではありますが、是は必らずしも、廣い綿織物でなくともいふのであります。指定は極めて廣汎な絹織物、綿織物、毛織物といふような名で指定を致しま

したが、此綿織物の中の唯だ金巾だけの製造業者でも構はないのであります。或は毛織物の中の羅紗だとか、セルだとか、ネルとかいふ物だけを作つて居る者が工業組合を作つても宜いのであります。或は又—まあ是は餘り喧しく申しますと却つて、こんがらがりますが、縦に綿織物と申しましたも、横に製織染色整理等色々な業態を含んで居りますから、其業態々に依つて別々にでも工業組合は出来るのであります。即ち全体からも又細分してでも或は縦にでも横にでも出来るのであります。それから又一つばかりでなくて、二つの種類の全く違つたものが寄つても工業組合を作り得るのであります。例へば此貝鈕鈕と、アイボリーナットの鈕鈕、是は原料や材料は違ひますが、それから製品も違ひますが、同じく鈕鈕を作る色々な設備が共同で出来るのであります。アイボリーナットと、それから貝鈕鈕の製造業者が一緒になつて組合を作つても構はない。品種は全然區別されて別な物でありませぬ、組合を作り得るのであります。要するに、廣くても狭くても、或は縦にでも横にでも製品の製造に關與して居る獨立の工業者でありますならば、どうでも都合の良いように、業者が集まつて作り得るのであります。併しながら、茲に申上げて置きますが、餘りに廣い範圍に組織者を廣めますと、同業組合に就て、先程申上げましたように利害が相反して中々共同の施設をするにも不便でありませうし、議論が沸騰いたしまして、さうして設備をするのに暇が要るとか、或は色々な面倒が起ると思ひますから、出来るならば同一種類の方々が寄つてお作りになるのが、最も其工業を發達せしむるに都合が宜からうと思ふのであります。それから此組合は法人格を有つて居ります。御承知の様に、法人格といふのは、法律上の色々な權利義務の主体になり得る資格であります。此工業組合は「法人トス」と書いてありまして法人格を持つて居ります。何故法人格を認めたと申しますれば、此の組合は色々な權利を得、義務を負ふ譯でありまして、賣買も致しますれば、或は贈與も受ける、或は物を他の方へ寄附するとか云ふような事を致しますから、其色々な行爲をする必要

上、さういふ事柄に便宜を興へるように、此法人格といふものを認めて居ります。無論社團法人でありまして、私法人であります。而して色々共同施設をやつて販賣をやつたり、共同の購入をやつたり致しますから、何だかちよつと買買をするから、營利的なような行爲を致しますけれども、決して營利法人ではありません。株式會社若くは其外の會社の如き營利法人ではないのであります。それから検査や其他、色々な營業上の弊害を匡正するとか何々か云ふ目的で、公益的な事を致しますから、然らば公益法人かと申しますと、必ずしも公益法人とも申されませぬ。營利法人でもなければ、又公益法人でもありません。まあその間の兩者の合ひの子見たいなものであります。學者は中間法人だと謂つて居るさうでありますが、法人の性質は、兎も角、法人格を有し色々な買買其の他の行爲の主体になり得る譯であります。

それから物を賣つたり買つたり致しますから、商賣人—商法の中の商人といふものに關する規定が、此組合には準用してありまして、商號を持つ事も出來ますし、商業帳簿を備へなければなりません。賣買を致しますし相互計算と申しまして、差引計算とは違ひますが、兩方の帳尻を落とすとか云ふこともやりますし、仲立業に似たような事もやりますし、問屋業や、物を寄託するような事、或は保管をするとかいふような事を致しますから商人に關する規定が準用してあります。

それから尙ほ、此法人には特典があります。それは所得税と營業税を免除されて居ります。先き程申し上げましたように、組合は權利義務の主体になつて、財産を有し色々な買買行爲を致しますから、従つて組合としての所得もあり又營業的行爲の収益もあります。併しながら、營利、収益を目的とした法人ではありません。且つ又、一つには段々と斯う云ふ工業組合を立てまして、さうして、工業の改良發達を圖らせたといふ政府の趣意から致しまして、所得税營業税を免除して居ります。

唯だ茲に申上げて置きます。何時かも訊かれたのでありますが、組合に對し所得税、營業税を免除して居るものならば、其組合員にも、所得税、營業税が免除されて居るかといふような御尋があつた事があります。然し其組合員には、營業税、所得税は免除されて居らないのであります。組合を通して物を賣り、或は原料材料を買ひまするが、是は其組合員の營業の中に這入り、所得の中に這入て居るのでありますから、免除の特典はありません。併し、仲介いたして、色々な事を致します組合に對してだけは前述の趣旨から營業税、所得税を全然免除して居るのであります。

それから、尙ほ喧しく色々な税法の方から申しますのは、此工業組合が、ともすれば脱税の目的に使はれる、斯う云ふ事を非常に懸念を致して居ります。それは、組合は共同の設備を致しますから、或は其組合員の中で、工場若しくは機械設備を持つて居る方がありまして、さういふ方が唯だ、所得税、營業税の免除を受けるが爲に其所有名義を變へて之を組合のものにする、然しながら舊の所有主が獨占的に依然として之を使用して居るといふやうなことであります。是は税法關係で、非常に喧しく、非常に神經過敏になつて、之を懼れて居るのであります。營業税や所得税を免除した趣旨と云ふものは、非營利的な法人であり、且つ一方には工業の改良發達の爲に、此工業組合を澤山に作る方が宜からうといふような見地からでありまして産業組合も同様であります。これを悪用され、脱税の目的に使はれることを非常に慮れて居るのであります。斯う云ふことは、此工業組合は極力之を避けなければならぬのであります。

それから印紙税と、登録税、此印紙税は非常に低率な印紙税が掛つて居ります、御承知のように、金額十圓以上の證券に付きましては、確か一萬分の五の割で額面に比例して印紙税を收めなければならぬのであります。此組合の出資證券には、三錢切手一枚あれば、いゝといふ特典がある。それから又、此の組合は色々な場合に登記

を致しますが、一々之れに登記料を拂つて居たら、登記税が可成り掛るのでありますが、是も全然免除を致して居ります。

然らば、この組合は何をするのかといふことでありますが、これは法律の第三條の第一項第一號に、「組合員ノ製品、其ノ原料若ハ材料又ハ製造若ハ加工ノ設備ニ對スル検査其ノ他必要ナル取締又ハ事業經營ニ對スル制限」をする。斯ういふことになつて居ります。是は實は、工業組合としては、是非必要なことでありまして、組合員の製品を検査するのは、今の同業組合とちつとも變はりませぬが、其原料若くは材料―使ふ原料若くは材料でありますが、それを検査する。それから又、製造若くは、加工―組合員が色々な製品を作る上に於ての設備、此設備を検査するといふ事が出来るのであります。又是は是非して頂きたいと思つて居ります。それでなければ、先程から申上げましたように、製品の改善向上といふことは出来ないであります。どうしても製産過程に溯らなければ、出来上つたものを如何にひねくり廻はしても、是は後の祭で、中々それを焼き通すといふことは六ヶ敷い。商品は鐵の棒見たいに、もう一度叩き直せばいゝといふ簡單なものではないのでありますから、どうしても此原料材料、製造、加工の設備の検査といふものは必要になつて参ります。それから其他、必要な取締、又は制限―事業の經營に對する制限と書いてあります。是は少しく御話いたして置きますが、この取締制限といふのは主として製産の調節、或は價格の協定のことであります。斯う云ふようなことまで、此組合はすることが出来るようになって居ります。從來の同業組合制度に於きましては、是は非常に喧しく申しまして、原則として之を禁じて居ります。それは要するに其結果が、内地の消費者の非常な不利益になるからで、此工業組合だけには、製産の調節、價格の協定を許しました。是は主として此の組合の製産品が輸出品でありまして、外國に對して販路を持つて居る、其販路を維持するといふ必要上、又新しい販路を開拓するといふような必要上、自分の國から

出す商品の數量を制限しなければならぬといふような場合が起りませうし、又外國商品と値段を競争するといふような事から、價格の協定をしなければならぬような必要が起るのであります。そこで内地を目的としたものではないから、内地の消費者を直接に害するといふ結果にはならない。輸出の振興といふ事をなさしむるには、それが必要であるといふならば許すといふ事からして、製産の調節とか、價格の協定といふものを許して居るのであります。

それから此検査であります。是は工業組合が出来ますれば、其の組合員の製品を自治的に検査をする権能が出来るとあります。所が現在輸出向製品の検査を致して居る同業組合があります。商工省から補助金を出しまして、同業組合聯合會にやらせて居るものが九品種程あります。眞田、燐寸、硝子、瑛瑯鉄器、莫大小製品、其他であります。これが工業組合を作りまして、さうして其處で、組合員の作る製品を検査を致すといふことに相成りますれば、商工省と致しましては、之を同業組合聯合會から脱退させ、それから検査費の補助なんかも、其工業組合へ廻はして検査を致させようといふ考へで居ります。併しながら、此の工業組合の製品検査の標準は同業組合聯合會の検査標準よりも程度の高いものであり、その検査も相當權威のあるものでなくてはいかぬのであります。それを我々は要求して居るのであります。その譯は、苟も工業組合を作り其處で検査を爲し、組合の検査マークを貼つて、さうして其の商品の信用を高めよう、輸出貿易を盛んにしようといふ目的がある以上は、相當に權威ある検査をなさるだらうし、又さうなることを希望することは當然であります。さうでないといふと、折角組合を立て、検査をするが、同業組合聯合會の検査と余り違はない。寧ろ悪い時があるといふことになりますれば、其検査マークを折角貼つて大に賣り出さうといふような目的は決して達せられませぬし、組合が盛んにならう、或はそれに依て、此輸出の振興が出来よう、註文が這入つて來ようなどと云ふことは、全然望まれませ

ぬから、マークと此の検査といふものを結び付けて、工業組合の検査は餘程權威あるものにして頂きたいと、斯う云ふことを我々は希望して居りますもので、又さうなるだらうと豫想を致して居る譯であります。

それから法律の第一項第二號に此組合は色々共同の施設をする事が出来るのであります。「共同設備ノ設置」と書いてありますが、此工業組合の組合員の企業状態に依りましては、第一號に依て、設備の検査を致しますから斯々の設備を持つて居るが、是はどうも検査の結果具合が悪い。此点を直せと、組合が命令を致すかも知れませぬし、或は場合に依りましたら、此機械は使つちやいかぬ！無論此場合補償はどうするか、それは組合の定款に依りますが、斯様なことを致しますから、それを嚴格にやりますれば、或は共同の設備をしないでも、組合員各自の設備を色々検査改善致しますれば、統一を致しますから、出来る製品は整一な物が出来ると思ひますが、併しながら、嶄新にして製産能率の高い機械を共同に使ふといふ事が、實は製品の改善と、多量に製産するといふことに、非常に効果があるのであります。第一項第一號の設備の検査に依て、やるよりも、より以上の成績を揚げ得るのでありますから、出来るならば、之をやつて頂きたいといふ事が、此工業組合の非常に期待をし、目的として居る所であります。それから又其他「共同ノ施設」をすることが出来るのであります。これは或は貸與機械で、持ち歩ける物ならば、組合にそれを買ひ込んで、さうしてそれを組合員に貸して、製産能率を上げる。或は見本市をやるとか、試賣で賣つて見るとか、或は團體のマーク―商標であります。それを登記をして、さうしてそれで以て組合員の製品を賣り出す。此商標も一つの共同施設であります。さういふものをやり得るのであります。

それから第三番目には、組合は指導や奨励、其外共同の利益を助長する、或は組合員の事業を助成する。といふような事柄をやり得るのであります。それには組合員の營業に關する指導をし、研究、調査、其他組合の目的を遂するに必要な施設を致すのであります。是の事柄は色々あるだらうと思ひますが、研究所を設けるのもその一つでありませうし、指導員を置くことも必要でありませう。又調査をする、或は調査機關を置いて海外の事情を調査して、それを組合員に知らせる。或は、組合員の所に徒弟を使つて居る、その徒弟を共同に教育をしてやらうといふ事もやり得るのであります。或は講習、講話をして、色々新しい知識を普及する。或は品評會を設けて、互に技術の練磨をするといふこともありませうし、視察員を出す、研究員を派遣する、或はそれを出す時に、又は組合員が視察に行く時には補助をするといふことも出来るのであります。

それから、尙ほ第三條第二項に、組合は組合員の委託に依り、其の製品の加工若くは販賣、又は組合員の營業に必要な物の供給をなすことが出来ると書いてあります。是も、加工を組合で引受けて、特定の製造工程に付て共同にやれるものならば、組合でやるといふことが製品の改善向上に、非常なる好結果がある譯でありますから、荒削りは組合でやる。さうして、非常に精密な技術を要する所は、家へ持つて歸つて、やるといふことも必要である。加工といふことも、一定の程度までは組合でやつて行くことが出来る譯であります。又原料や材料を、一時に安い時に澤山買ひ込んで、さうして順次組合員が之を使つて製品にして出すといふことも、非常な利益がある譯でありますから、さういふ原料材料の調達、購入といふことが、出来るようになって居りますし、又製品を共同に販賣するといふことも、色々便宜が多いだらうと思ひますから、それで共同販賣も出来ることになつて居ります。さういふような事を致して、此組合は製品の改善向上を圖らうといふことになつて居るのであります。然し此の種の共同事業に就きましては、法律に於て組合員の委託ある場合に限つて認めて居りますので、組合は買取販賣をしたり、組合の思惑で色々の購入をしたりするのを禁じてあるのであります。然し委託ある場合に限つたからとて決して組合の名で賣買はならぬと云ふのではありません。第三番に對しては組合の名で賣買

してもよろしいが、組合對組合員の内部關係に於ては、必ず委託關係がなければならぬ。即ち損益の歸屬は必ず委託者たる組合員が負ふ様にと云ふ意味であります。之は組合自身が投機的取引をするのを禁じ、組合の基礎の確實を期するが爲であります。是で大体製品の向上發達は出來ると云ふ考へからして、我々は工業組合の事業の概目として、斯ういふやうな事柄をやれると云つて出した譯であります。

然らば、組合の財政はどうして行くか、斯う云ふ組合を運轉して行く其元の金はどうして拵へるかといふ事になりますが、その金は出資であります。お互に金を出し合つてやるといふ事でもあります。それから出資の額であります。これは組合のやる事業に比例して、金額は多くもなり、少くもなるだらうと思ひます。大きな機械設備をし、大なる色々な共同の施設をするに云へば、従つて金も要りますが、差し當り、非常に緊急なものからやつて行くに云ふことになりませぬ。金は餘り要りませぬ。設備を小さくするのが利益か利益でないかは、各場合に依つてお考へを願ひたいのであります。要するに、組合事業の經營の規模、狀況如何に依つて設備をすゝめとかせぬとかといふことになり、施設をするせぬといふことから出資一口の金額が決つて來る譯であります。この出資一口の金額は必ずしも五百圓にしなればいかぬ、千圓にしなればならぬといふ極めはないのであります。それから持口數であります。一人の組合員の持つ口數であります。是は工業組合では、一先づ最高限五十口としまして、場合に依ては五十口以上でも持つて居りますが、斯う云ふことになつて居ります。然し口數は幾らでも持つてるといふが、併しながら、議決權即ち組合の總會に於て決議をする場合にはどうして、呉れるのだ、皆は十口か二十口しか持つて居らぬ、然るに我輩は五百口を持つて居るが、一票だけしか議決權がないのか、甚だ不公平ぢやないかといふ事がありますが、議決權は各組合員平等である事を原則と致しますけれど、必要ある時は定款の規定に依つて組合員の持つてゐる總議決權數の十分の一を超えない程度に於ては、組合は組合

の出資の口數に應じて、議決權を殖やし得るのであります。従つて五百口を持つて居る者と、二十口を持つて居る者と、其間に議決權の數に差等を設けてもよいやうになつて居ります。併ながら、差等を設けるといふ事は實際に於て、色々困難な問題を醸す事がありますから、特別の必要のない限り余り好ましいものではありません。要するに出資一口の金額幾らとして、總口數幾ら、さうすると出資總額が幾らとなりますが、是が十萬圓なら、十萬圓集まります。是が組合の財産、資本でありますから之に依つて、組合の一切の仕事をやつて行くことになります。従つて役員たる理事は中々の手腕を要する譯であります。丁度株式會社の専務取締役見たいな地位に立つて、色々なことをやつて行かなければならぬのであります。併ながら、理事が色々な事業をやる場合には、大抵組合の總會に諮つて、最後の意思決定は組合の總會でありますから、一定の範圍に於て理事に委任せられたものを除くの外、重要なものは組合の總會に懸けて、さうしてやるといふことになりませぬ。執行して行くといふことになつて居ります。さて組合の資産の一番の本体は出資であります。組合はそれに依つて色々な施設を致す譯であります。所が出資ばかりでは、足りないことがあるかも知れないのであります。或は出資を遣つては都合の悪い事が出來るかも知れませぬので、此組合では、經費を賦課徴收することが出來るやうになつて居ります。此点と同業組合と同じ事になつて居ります。それから賦課徴收による經費を使用し得る事業の範圍であります。これは出資で以てやるべきやうな性質のものには、賦課徴收に依つて、得た金は遣はせないと云ふ考へを有つて居ります。そこで此賦課徴收に依つてやり得る事業は組合法の上で申しますれば、検査事業とか、取締制限の爲めの事業とか、つまり法の第三條第一項第一號に書いてあるやうな事、或は指導、研究、調査、其他組合の目的を達するに必要な施設と書いてあります。同上第三號の事業の如きものであります。従て第二號の共同設備や、第二項の共同販賣共同購入といふやうな事は、出資金でやつて頂きたい、經費賦課ではやつては不

可ぬといふ考へを持つて居ります。其の譯は例へば、視察員を出す場合に金が要る。さういふ金は後に残らない。立消えになる、さういふものであるならば、出資でやるよりは賦課金でやる、出資は出来るだけ長く保存して、さうしてそれで以て組合を運轉して行くといふのでありますから、立消えになるものには、出資金は出せないといふことがあります。或は試験研究の爲めに金が要る。それは共同の利益を増進するが、併し其の金は歸つて来ないといふような、一度で立消えになるやうな経費ならば、賦課徴収を許すのであります。成るべく共同の設備は、永續的な資本で、出資金で以て經營をして頂きたい。無論借入金もなさいませうし、或は利子、其外補助金があれば補助金、利用料、手数料も這入つて参りますから、其處で色々な運轉が出来ると思ひますが、成るべく賦課徴収は避けて、立消えになるやうなもので、後に収益を伴はないやうなものは、出資金を出して、それをどん／＼使つて行つたら、後は親も子もないといふことになりませんから、さういふ場合に限つて賦課徴収をして頂きたいと、斯う思つて居るのであります。

其處で、此組合は任意組合で、加入脱退は組合の承認を得れば出来るといふ組立になつて居ります。決して同業組合の如き強制加入の組合でないのであります。是は何故さうしたかといふことは、一面此の組合が出資組合であり、他面には覺醒したる業者の団体であるといふことからであります。どうしても是は、斯ういふ施設をやつて、お互ひの利益を圖つて、お互に進むべき道を行かなければならぬと自覺なされた方々が御寄り下さつて、さうして共同の施設をするのでなければ、事柄が圓滿に行かないし、發達をしない。強制をしてまでも入れて、何でも強制力で以て、押しつけなければ出来ないとはいふことでは、是は逆も當該工業の改善發達といふことは出来ない。でありますから、任意の加入に致しまして、強制加入といふことは、根本から除つたのであります。従つて、此組合を立てやうとする熱心なる工業者が寄つて、或る地區を限つて組合を立てたとしたら、其地

區内には始めから其の組合の外に出る業者があるのであります。此業者が、粗製濫造を敢てし、又色々な弊害を醸成して、どうも其工業の改良發達を目的として、折角組合を立てたが、何にもならぬ。斯う云ふやうな場合に なりますれば、其處には、又其組合員外の者を取締る一つの法條が出来て居るのであります。それは工業組合法の第八條に書いてありますが、營業上の弊害を矯正する爲、特に必要と認むる時は、商工大臣は命令の定むる所に依り、工業組合の組合員に非ざる者であつて、組合の地區内に於て組合員となり得る資格を有つて居る者に對し、命令を出して其組合の定むる取締り、又は制限に服せしむる事が出来ると書いてあります。それであり、それから、まあ色々な制限を組合で置いて居りました、斯ういふ原料、斯ういふ材料を使つちやいかぬ、或は斯ういふ染料を使へと云つて、組合員だけはやつて居ります。組合員外の者は、それ以外の材料を使ひ、染料を使つて、さうして詰らない物を澤山拵へるから、折角組合が一生懸命にやつた効果も、水の泡になる。斯ういふやうな場合には、商工大臣に具申をして頂きたい。さうすれば、商工大臣は官報に告示を出しまして、さうして、何々組合の地區の中に居つて、斯々の資格を有つて居る者は、といふのは大抵其工業組合の組合員たるべき資格といふものは、定款には定めて居りますから、商工大臣はそれを書く積りであります。斯々の資格を有つ者は何々工業組合の取締りをして居る規則に遵はなければならぬといふ告示を出すのであります。但しそれには期限を附けます。何月何日からといふことで期限を附けます。これは業者に命令が達するまでに縣廳の手を經、組合の手を經て告示の出た旨を通達をしなければなりません。その爲に多少の期間を置いて、何月何日より、何々組合のどういふ取締り、どういふ制限に遵へと云ふ告示をすのであります。さうすると其の間は、ちやんと告示に依つて縛られる譯であります。之等の人々をして告示のあつた事をよく承知させる爲、其の告示が出ますと、知事は組合に通達を致しまして、今告示が出た、それでお前の組合の地區内に居る組合員外の者も、組合員と同じよ

うに取締、制限を受けるのだから其の人間に通知をしろ、といふことを組合に申して遣ります。組合は其人間に通知を致します。それから何月何日といふ時が来た時に、組合の取締制限に服さなければならぬ。其處でこの命令に違反を致しました場合は、組合は、その業者が組合員でありませぬから、過怠金を課したり、何かすること出来ないのでありますが、過料に處せられる。行政命令に違反をしたといふことで過料に處せられる譯になります。夫は組合法第四十條に規定があります。「第八條ニ依ル行政官廳ノ命令ニ違反シタル者ハ十圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス」と書いてあります。之に依て處罰せられる譯であります。組合は何等手を下しませぬが、違反者は告訴告發に依りまして、過料處分に處せられる譯であります。

それで一度告示を出して置きましたも、雨後の筈のように、景氣の好い時に始める業者をどうして抑へるか、二三月で罷める。抑へようと思つてやつた時には、もう何もやつて居らぬ。昨日までは、セルロイド玩具を作つて居つたが、今日はもう刷子屋に變はつた。その時は、もう私はセルロイドは作つて居りませぬといふような業者がある。是はどうして取締るかといふことを仰しやる方がありましたが、是は業態に依りますが、一度び告示が出たら、廢止せらるゝ迄其の告示は消えないのでありますから、さういふ者に對しても、取締れるのであります。それから何遍でも違反をすれば、違反をする度毎に過料に課せられるのでありますから、兎に角、組合員以外の者は、縛らるゝような法制になつて居ります。

それなら任意加入を罷めて、強制加入にしたら宜からうといふのでありますが、強制加入とするには、出資といふ義務がありますから、金を出させて迄組合に這入ることを強制するといふことは、不穩當でありまして、やれないのであります。即ち出資と強制加入といふことは、正面衝突のような恰好になりますから、強制加入にしてないのであります。又先程申上げましたように、強制加入では、逆も圓滿にうまくいかないだらうと云ふこと

も、強制加入を止めた一つの理由であります。

それで第八條に依つて組合の外に立つ者に對しては、必要にして且充分なる最少限度の義務のみを負はして居るのであります。取締又は制限に服せしむる必要があれば、その範圍だけに止めて置くといふのであります。しかし、組合員外の者がどうもやり切れないから這入つて來ると言へばそれまで、そうなれば自發的に出資の義務を負うて這入つて來る譯であります。それから検査取締又は制限を及ぼすといふ場合に、例之組合員外の者の製品検査を致すといふ場合には、組合は組合員外のものから検査の手數料を取るのであります。組合は組合員外の者に對して、何も義務的に無償で検査を致さなければならぬといふことはないのであります。又其手數料は、組合員と組合員外の者と區別して、其間に差異を設けても宜しいのであります。實費を大体の目安とされ度いと思ひます。

然らば、工業組合を作つたら、同業組合はどうなるか、といふ問題があります。是は法律の第九條に「工業組合又ハ其ノ組合員ハ其ノ營業ニ關スル重要物産同業組合法ニ依ル同業組合ニ加入セス又ハ之ヨリ脱退スルコトヲ得」と書いてあります。既成の同業組合のあります場合に、其の地區内で工業組合を立てる場合には、可成り困難な問題が澤山起ると思つて居りますが、輸出向の物を作つて居る工業者は、因より工業組合を作ることが出来るのであります。又工業組合に加入する事が出来るのであります。其處で、工業組合に這入りませぬば、同業組合を脱退する事が出来ます。唯問題になるのは兼業者であります。輸出向もやるが、内地向の物も作つて居る。斯ういふ業者をどうするかと云ふ問題は、極めて眞剣な態度で、色々な質問を受けるのであります。

是に付て簡単に法律上から申上げますれば、内地向を製造して居る者は、矢張り同業組合から脱退することは出来ないといふ事になつて居ります。指定輸出品の範圍に於て出來た工業組合に加入をし、其方へ行き得ますが、

同時に内地向の物をも作つて居る業者は、同業組合がある場合には、依然其方から足が抜けない。又後に同業組合が出来た場合には入らなければならぬといふことになつて居ります。是は法律を正面から解釋した、解釋方法であります。けれども其處は随分、妥協に依りまして、同時に内地物を作つて居る者でも、工業組合に轉換してせられるといふことになりまして、片つ方には出資をし、片つ方からは、賦課徴収を受けるといふことになりましますから、そこで負担が非常に重くなるといふ關係で、兩方に足を突込んで居れば、非常に不利不便といふことになりまします。此處は、同業組合の方で賦課の手を緩めて、假令加入して居ても、殆ど加入をして居らないと同様な、脱退したと同じ様な効果をあらしめるやうに、其賦課の手を緩めて貰へば、是は極めて樂に、這入つて居つても苦痛はないのであります。兎に角成るべくならば、工業組合が出来た方が私共はよいと思ひます。工業組合では同業組合でやつて居ることは、全部やる上に、色々な共同設備を致しますし、取締りを致しますから、同業組合よりは、工業組合の方が機能が多し、工業の向上發達を圖り、製品を改善するといふ効果も大きいのでありますから、同業組合よりも工業組合の方を希望致す譯であります。さうして、別に内地物を少しはやつて居る者があつても、其工業組合には差支がないやうな程度に、同業組合の方から妥協して御譲りになるといふ事が我々の希望であります。

それから組合はどうして設立するかといふ問題であります。組合は一定の地區といふものを、矢張り見て居るのであります。同業組合に地區があるやうに、工業組合にも地區があります。其地區は、然らば同業組合のやうに、府縣の地區に依らなければならぬか、或は郡市の區域に依らなければならぬかと云ふのに、必ずしも府縣郡市の區劃に依る必要は無いのであります。極端に言ひますれば、山と川を以て境をしても構はないのであります。

何々村、或は何々郡一圓といふのも、或は、何々の山から、何々の川に到るまでの間を書いても構はないといふことになつて居ります。併し事實そんな事はありますまい。大體産業が發達をして居る所は長い沿革で出来て居りますから、大體に於て固まつて居るのであります。その固まつた地區を、何々郡一圓なんとなしなくても、宜しいといふのであります。同業組合には、府縣、郡市の區域に依るとか何と云ふ規定がありますけれども、工業組合には、決してさういふことはいないのであります。

それから地區を定めると、その地區の中で同一種類の工業者の三分の二以上の同意を得なければならぬ。是が一つの條件になつて居ります。三分の二といふのは何故左様規めたかと申しますと、成るべく同一産業地域の内に、二つも三つも組合を置かない。同じやうなことをやる組合が澤山に出来まして、小競合をやつて居つては何にもならぬといふことも一つであります。尙ほ一つには、この組合は組合員に對し色々な強制力を持つて居て強い命令や制限を致すのでありますから、従て此組合が、其の組合業者に對して相當の支配力を持つて居るは、どうしても人の頭数で行つても三分の二以上なくてははいかない三分の二以上の者を以て、三分の一の者に命令を發するのは、まだよいのであります。是が出鱈目に五分の一が五分の四に對し命令するといふやうなことは不合理であります。それで大體の割で以て、三分の二と極めた譯であります。併しながら、この三分の二を何處までも強調して行つては工業組合が成り立たぬ場合があります。それで場合に依つては、地方の事情、當該工業の事情、組合事業の性質其他色々な事情を考察して、三分の二以上の同意がなくても、商工大臣の認可さへあつて發起の事を申し上げて置きます。發起人は組合員となり得る資格のあるものなら何人でも又何名でも構はないのであります。其發起人が發起を致しまして、さうして組合の大體の出資の口數だとか、出資一口の金額だ

とか地区だとか、目的といふやうなものを定めまして、さうして設立同意書といふ物を組合員となるべき資格あるものに配るといふことになつて居ります。地区だとか、組合員たるの資格だとか、出資一口の金額及び其の拂込の方法、経費を賦課せむとする組合に於ては其の分賦収入方法、事業計畫概要といふものを一枚の紙に書いて、さうして片つ方を同意書にして、それに判を捺かせる、斯ういふことになつて居ります。さういふやうな形式を踐むことが必要になつて居ります。是は實は同意を與へる時に、漫然と同意を與へ後になつて、實はそんな事があるなら俺は同意を與へるのぢやなかつた。そんな金を出さなければならぬのか、そんなら同意をするのぢやなかつたといふことになる、組合の將來の發達に非常な障害になりますし、又創立總會をやつても中々纏まりが附かないといふ關係上、初めから是等の事を承知させる爲にさうするのであります。是がちやんと判かつて居て同意を與へ、どれだけの制限、どれだけの出資義務を負はなければならぬかといふことを承知をし、納得をした上で、自分で判を捺くといふことにしなければいけません。さうして其の同意書が集まつて、三分の二以上に達しました場合に、創立總會をお開きになる。その總會では定款やそれから経費を賦課徴収する場合には経費の收支豫算、それから創立費が幾らか、つたか、創立費をどうして償却するかといふやうな事、それ等を議決しなければなりません、それから其處で役員をも選舉するのであります。役員は普通は理事と監事であり、理事は常務をやりませんが、監事は事業や會計の検査などをやります、丁度理事と監事は、株式會社の取締役と監査役といふやうなものに該當して居ります。それから此創立總會の決議は、設立同意書の三分の二以上の同意を得なくちやいかぬといふことになつて居ります。其處で創立總會が済むと發起人から組合設立の認可を商工大臣に對して申請するのであります。この申請は、商工大臣に直接送るのではないのであります。皆、地方長官を経由するのであります。總て組合關係の書類は地方長官を経由することになつて居ります。それ

で認可があらはすと組合は成立致しますが認可があらはしたら、遅滞なく出資の第一回の拂込をする。第一回の拂込があつて、二週間以内に設立の登記を登記所に行つてするのであります。登記のことは法律を御覽になれば分りますが、その登記を致しまして、茲で第三者に對抗力ある立派な工業組合が出来上る譯であります。此處からさういふやうな方法で組合が出来、さうして今までに申し上げましたやうな方針で以て、色々な特色のある事業が出来るのであります。無論、組合員となり得る資格のあるものが組合に加入をする場合、又組合員が組合を脱退をする場合には組合の承認を得れば孰れの場合にもそれが出来るのであります。ですから後になりまして加入する必要があると云ふなら、加入申込書を組合に出して加入をする、組合は色々な手續を執つて、其の人の加入を許す。此場合に正當な理由がなくては組合は其の加入を拒めぬといふことが法律に書いてあります。脱退をする場合は其の豫告をして、私は脱退をしたい、斯々々の事情から脱退をしたいといふ理由を書いて、脱退届を致します、さうして事業年度の終りに於て脱退を許すといふことになつて居ります。其場合には定款の規定に従つて持分の全部又は一部の拂戻を受ける権利があるのであります。組合の機關は理事と監事であり、此理事は、組合の者以外から出ることが出来ず、産業合組の方では、組合員でなくてはいけない。所が工業組合では組合員以外の者から出せます。これは専門的な經營技術や才智を要しますからであります。其處で組合員以外の者から理事を出した場合には、従つて有給理事といふことになるだらうと思ひますが、兎に角理事だけは組合員外からでも出せるのであります。是等の組合設立の色々な手續、それから組合の定款は、どういふ具合にするかといふことは、縣廳に工業組合監督官補といふ者がありまして、神奈川縣にも二名か三名置いてあるのでありますから、其方へ御問合せ下さいれば良く分る譯であります。其處で組合が出来、出資に依つて良々な事業を致します、従つて事業年度が定まりまして、其年度の終り

になりますと、貸借対照表や、財産目録、事業報告其他是に附随して居る色々なものを作ります、相當に利益が上る場合には、其處に剰餘金と稱して居りますが、利益金が出る譯であります。此の利益金を如何にして配當するかと云ふ事が、此組合をやつて行く上に於ての一つの問題になります。剰餘金といふのは、利益金と同じことではありませんが、産業組合が此剰餘金餘つた金といふ文字を使つて居りますから此文字を工業組合にも襲用した譯であります。此剰餘金が出ますと、それを如何に處分するかといふことが出来て来る譯であります。其剰餘金は、先づ第一に損失がある場合には損失を填補して、次に法定準備金を積立て、さうして其後に配當を致す譯であります。其配當には一つの制限がありまして、組合では常に組合員の持分といふものを決めて居りますが、この持分に割當てる配當は、年六分より超えることが出来ない。特に剰餘金が澤山出来て、利益があり過ぎてまだ出せるといふ時には、一割までは出せるといふことになつて居ります。總じて組合が組合員の委託に依り物を賣つたり買つたりし、或は組合員が組合の設備や何かを利用致します場合には、手数料や利用料を拂ひますが、これが組合に這入つて参りましたとして剰餘金になる譯であります。が、組合では又別に組合が取扱つた物の數量だとか、其の價額だとか、或は組合員が設備を利用した其の利用程度に依つて剰餘金を配當することが出来るようになつて居ります。此方には六分、一割の制限がないのであります。幾ら配當しても、配當率には制限はない。所が此處に實はもう一つの制限がありまして、それは産業組合と同じ様であります。工業組合に於ても、此出資拂込を完了するまでは、其の配當を組合員は現實に受け取る事が出来ません、その配當金は必ず出資の拂込に皆充てるといふことになつて居ります。産業組合にお這入りになつて、或は御經驗のある御方はよく御分りでありませうが、出資を完了するまでは、皆出資の拂込に向ける。さうして出来るだけ早く出資は總額に達するまで、それを拂込ませるといふことになつて居ります。

それから最後に申し上げますのは、よく訊かれますが、工業組合と低利資金の関係であります。工業組合は、それは實に立派な制度である。所が今我々の困まつて居るのは金である。其金がなければ、出資に依て色々なことをやれと云はれても出来ない。相當な事業の出来るやうな大きな出資は出来ない。相當大きな金額の出資が出来なければ、従つて立派な事業は出来ない。事業が出来なければ、折角此法制を作つても、我々はこの法制に適應し組合を建て、之を運用して行くといふことはむづかしい。何か低利資金の如き金の出る途でもあるか、斯ういふことをよく御訊きになるのであります。所が之に對しては、甚だ遺憾であります。低利資金貸出しの途はついて居らないのであります。然らば何故商工省は低利資金の途をつけないのか。全然低利資金貸出しの途をつけないのか、或は今この工業者の事情を究めないで組合は自分で作れ、自分達の往く道は自分で打開をし、自分達の利益は自分で擁護し、確保し之を増進して行けと云はれるのか。それは尤もだけれども、併し今云つたような具合で、逆も低利資金がなくちや遣つていけないか、其場合に商工省は、何等之に干渉しないで他運も其の低利資金を出さない、出す様な世話はしないといふのかと言はれるのであります。是は大いに聞かないで、實は分らないのであります。吾々如き末輩は、必ずしも工業組合低利資金を廻はさないで宜いとは思つて居ない。けれども今の商工省の方針と致しましては、或は工業組合法立法當初からの話してありますが、兎に角低利資金を廻はすといふことも、或は必要が起るかも知れない。その發達如何に依つては、一けれども、實は低利資金を廻して貰はうとした所で、組合が出来て居らなければ仕様がなないか。そこでそれは出来た上で考へるといふことにして、それよりも前に、此金融の途は必らずしも低利資金のみに依らないで他に澤山ある。然し其金融機關を、中小の工業者が之を利用する方法が、今のような企業組織、或は其製産の方法では、立たないのである。といふのは、詰り中小の工業者が金融機關を利用するような途を、自分で作らないからだ。

然らば、どうしたら利用の途がつくかと云ふならば、此團體の力を以て各個人の信用を高めると同時に、團體の信用を高めろ。さうすれば今のうちに必らず低利資金に依らなければならぬといふ必要はない。金融機關は澤山ある。一般の金融機關は澤山あつて、金は可成りにある。けれども貸してやる所がないといふ状態になつて居る。だから、先づ此の一般の金融機關からでも融通の途のつくように自分達で相集まり、今迄のやうな自費的の競争を罷めて其團結の力で以て、さうして各自の信用を高めたら宜からう。左様したら金融の途は自ら開ける、斯ういふ意見であつたのであります。

所が其信用を高める上に於ては、共同の施設をして、製品を改良しなければ、信用は高まりませぬ。共同施設や設備をするには金が必要。所が信用が高まつたら金は幾らでも出来る。出る途はつくと言はれるが、それは吾々の言ふ所と何だか正反對のやうに聞える。我々はそんなことを云ふのぢやない。信用が出来たら金が出来るのは當然だ、その信用を作る迄に金が必要、その金は本當に金利の安い金を貰はなければならぬ。それでなければ信用は作れぬ、信用は出来ぬといふことありますが、是はぐる／＼廻はるやうな押問答で何にもならないのであります。それでは團結の力に依つたら、どれだけ信用を高めるかと仰せられるのでありませうが、我々は斯う考へて居るのであります。先程申し上げましたやうに、現在の日本の輸出品には色々な欠点がある。品物が不揃ひだ、品物が悪い、見本と違ふ。さうして値段が一定をしない。之を一つ改善すれば宜しい。それを改善をする方法は、どうしても無益な競争を罷めて業者が團結してやるより外にはない、少くとも自分達の途を打開するのは、自分達の力に依るより外に道はない。それだから一つ團結して頂きたい。團結して共同の施設をする。さうして製品を改善して、澤山に揃つた善い物が出来るとなれば、今まで取扱つた外國の輸入商で二流、三流、或は四流所に取扱はれたものは、一流所の商人が取扱ふやうになる。のみならず、内地に於ても、一流の商人が

直輸出商人が安心して引受けるやうになる。さうすれば、お前の所は現金でやつてやらうといふことになり得るし、又現金で買はないでも、手形は立派な手形が組合或は組合員の手に入らる。之を銀行に持つて行つて割り引をすれば、立派に金融の道はつく。であるから品物の信用を高めて行けば、第一品は良く賣れる。さうしてこれを立派な商人が取扱ふやうになるとすれば、金融の道は自らついて来る。従つて團體の力は鞏固になり、團體の信用は益々高まる。さうすれば個々の力でなくとも、團體の力で色々な事が出来るし、個々の經濟状態も向上して来るから、金融の道がつくといふのであります。斯ういふ見解を、前の大員も、今の大臣も有つて居られるやうであります。それから又一つには、低利資金貸出しの途はついて居らぬが、それならば、組合の共同の設備に補助をするか、補助金の如きものはないか、と訊かれるのであります。それは補助の如きものも考へて居りますが、是は豫算の關係があつて、どうなるか分りませぬ。

それから茲に一つの輸出組合との關係上、爲替資金の点から、金が工業組合に入つて来るといふことがありますから申上げて置きます。この輸出爲替資金のことは後で、黒田商工事務官から、色々お話が有りますが、輸出組合法制定實施と同時に政府は數千萬圓に上る巨額の輸出爲替資金を正金、臺灣兩銀行に廻はして、さうして輸出業者に對して輸出圓手形の範圍に於て非常に有利な條件の下に手形割引を致すことになりました。即ち工業組合若くは輸出組合の検査合格品、又は組合の定款に於て認められた道府縣の検査合格品を輸出する場合に於ては、其輸出爲替は此金融上の特典に浴し、有利な條件で割引をして貰ふことが出来るのであります。従て工業組合が直接輸出する場合には直接に此の恩典に浴し得ますし、然らざる場合に於ても間接に組合及組合員の受ける利益は少くありません。そこで組合の運用宜敷きを得れば此の方から金融の途は付くと思ひます。

是で大体、どうして組合を立てるのか、それから又此組合には、どういふやうな特典や特色があるか、或はど

ういふ具合ひに此組合を經營して行くのかといふやうなことを申し上げた積りであります。それから此組合と資金融通の關係も大体に於て申上げた積りでありませんが、要するに、此組合法制は、貿易の振興といふことが、其の骨子になつて居りまして、現在の工業者が覺醒して共存共榮の精神の下に相集まり、共同の施設に依て製品を改善し、而して業界並に自己の運命を工業者自らが打開して進んで行くことが其の根本の精神になつて居ります。それでなければ工業組合を作つても、中々工業の改良發達と云ふことが圖れぬと思ふのであります。而して此法制は從來の組合法制の色々な長所を採り、短所を捨て又業界の先覺者意見も參酌して作つたもので相當に其の機能を發揮し得るとものと確信致して居ります。併しながら法は死物であります。之に遵由し之を活用して行くのは、之に適從する人、即ち此工業組合の場合で申しますれば、工業者其人に在る譯であります。此法制を運用も行くのは無論、我々であります。此の法制活殺の劍は工業者諸君の手中に在ると存じます。従つて此の法制の精神を十分に汲まれて、さうして其精神に適合した組合が出来、其の組合の施設が發達を致しますれば、日本の輸出貿易は、段々と進展して行きますし、日本の國力は益々振張して行く譯であります。従つてその業界も興隆致しますし、又個々の工業者も共に榮える譯でありますから、十分法の精神を御呑込み下さつて、此工業組合の設立に對して、應分の御努力を願ひたいと思つて居ります。唯、茲で、漫然と此組合を立て、新らむい法制だから、まあ一つやつて見ようといふことでは、是は實は法を活用するのぢやなくて、濫用若くは悪用するものであります。我々は出来るだけ堅實な組合が、數は少くても宜いから立派に發達することを希望して居ります。従つて此組合の設立に對しましては、大臣も曾つて工業組合法説明の會議の時に申されましたが、嚴選主義を執り餘程堅實なものであつて、確かに將來發達するといふ當てがつかなければ許さぬといふような方針を執ることを言明されたのであります。皆様がよく法制の精神を御呑込み下さいますれば、必らず立派な組合が出来、立派

な施設、立派な發達を遂げるだらうと思ひます。どうか一つ、さういふ御積りで、此法を能く御諒解下されむことを希望いたします。是で私の講演は終ります。

(拍手)

輸出組合法に就て

商工省事務官 黒田鴻吾氏

私は輸出組合法に就て、お話を申し上げたいと存じます。暑さの折柄、お聴き苦しい事と存じますが、暫くの間御清聴を煩はしたいと存じます。時間も大分移つて居りますから、成るべく要を摘んでお話を申し上げます。

此輸出組合法は、御承知の通りに、今年の春の議會に於て制定せられましたものであります。即ち、第五十帝國議會に於きましては、産業關係の色々な法律が制定せられました。其中に於きまして、輸出振興と云ふ目的の爲に、此の輸出組合法及び先程お話がありました、重要輸出品工業組合法の二つの法律が制定せられたのであります。何れも輸出振興といふ事を其使命として居るのであります。両者が相俟つて、我國の輸出を振興することを得るといふ、兩者は密接の關係のある、謂はゞ姉妹法とも申すべき二つの法律であります。工業組合法の方は、輸出品の製造の過程に着眼いたしましたして、其製品の改良發達を圖る、それから輸出組合法の方は、輸出品の輸出貿易といふ点に着眼いたしましたして、其改善發達を圖らうといふことになつて居るので、兩者相俟つて、日本の輸出貿易の振興を圖るといふ事になつて居る譯であります。

日本の輸出貿易の振興を圖るといふ事は、目下の重大な問題でありまして、輸出貿易振興の必要といふ事は、最早、議論の餘地は無いのであります。如何にして日本の輸出貿易の振興を圖るべきかといふことに就て、皆が腐心して居る現狀なのであります。是は我國のみでありませぬので、世界各國、皆其点に付て腐心して居ることは茲に申すまでもないことであります。

試に、我國の輸出貿易の大勢を顧みまするに、大正七年に、彼の世界の大戰が終了いたしましたして、其後大正八年からは、年々我國は輸入超過を重ねて居るのであります。大戰當時に於きましては、戰爭の爲に、特別な需要を喚起したのと、それから世界各國が戰爭の爲に、國力を傾倒して、産業方面を顧みる餘裕がなかつたといふような点に乗じまして、日本の輸出貿易は異常な發展を遂げたことは、御承知の通りであります。大正七年に終る四年間に於きまして、貿易額に於て十四億圓の輸出超過をして居るのであります。所が大正七年に、世界大戰が濟みまして、その翌年から年々輸入超過になりまして、八年から十三年に終る五年間に於きましては、合計二十二億圓の輸入超過になつて居るのであります。尤も、大正十二年に未曾有の大震災火災がございまして、是が爲に色々な復興材料であるとか、其他生活必需品であるとかいふものゝ輸入が殖えましたが爲に、輸入超過の勢ひを増したといふ關係はありますが、兎に角、日本の貿易の現状は、年々輸入超過を重ねて居るのであります。其結果、國際信用は漸次に低下する、圓價は下落するといふことで、我國の經濟界に尠からぬ影響を及ぼして居るのであります。従つて、現在に於きましては、如何にして此我國の輸出貿易を振興せしむるかといふことは、朝野の齊しく腐心して居る所でありまして、此度の輸出組合法の制定といふことも、全く其目的の爲に出來たものであります。

然らば如何にして此輸出貿易の振興を圖るかと思はれますと、固より色々な手段は考へられませう。併しながら、最も根本的なものは何かと思はれますれば、從來輸出貿易の上に於きまして、色々な弊害がある、其弊害を出來るだけ除去して行かなければならぬといふ事にならうと思ふのであります。從來の弊害は其儘にして置いて、積極的に色々な手段を講じまして、十分に此目的を達成することは出來ないのであります。然らば從來、如何なる弊害があるかと申しますと、是も色々ありませうが、我々が考へまするに、其中でも此輸出貿易の点に付て

見ますと、同業者が互に對立をして居る、さうして其間に連絡がない、統一がない。殊に中小の輸出業者の間に於きまして、此弊害が著るしいと思はれますので、是等の同業者が互に對立をして居ります結果として、競争をする。競争の結果、品物は安く賣らなければならぬ。競争が段々烈しくなると、無理をしてまで安値段で賣る。其結果は粗製濫造品を提供しなければならぬ。それでなければ引合はぬといふような事にもなりまして、さういふ事になると、我國の商品の聲價といふものは、外國市場に於て失墜してまふ。其の爲に商權は段々と狭められて行くといふことになるのであります。それから互に雜然と併立して居ります爲に、信用の点から申しましても、十分といふ譯には行かないのであります。従て金融の途を講ずるに付きまして、各自獨立では、十分に其目的を達することが出來ない。其爲に或は外國商人の手にならなければならぬとか云ふ様なことになるのであります。其他貿易振興の爲に、色々な適切な事業を考へまして、或は外國に於て展覽會を開くとか、或は視察員を出すとか、見本市を開くとか、色々な貿易振興上の適切な事業を考へまして、各同業者が獨立をして居ります爲に、資力が十分でない、必要でありと知り乍ら、それを行ふ事が出來ぬといふような状態なのであります。是はどうしても、それ等の人々が一致團結して、共力して是等の弊害を矯正して行かなければならぬ。共力をして、共同の力でやつて行きますならば、お互ひに無理な競争をすることも避ける事が出來ませうし、又金融の便を得る点に於きまして便宜を増すことになりませうし、それから又適切な事業を行ふに付きまして、共同して行くならば、資力が豊富になりますから、それも出來ようといふことになるのであります。

所で、現在の我國の法制に於きまして、固より此團體制度なるものは認められて居ります。産業上の團體と致しましては、或は産業組合であるとか、或は同業組合であるとか、其他特殊の方面に於ては、水産組合である

とか云ふようなものもございしますが、是等の団体は例へば同業組合に付て見ますと、大体に於て消極的方面を目的として居ります。弊害矯正といふことが、其主眼となつて居るように思はれます。積極的に、經濟上の發展を圖る施設を爲すには、現在の法制では、適切でないように思ふのであります。それから産業組合に付て見ましても、是は大体に於て、農村振興といふことが其目的だと思はれますが、地方的に纏まつて居る団体でありまして、是は弊害矯正といふよりは、寧ろ色々經濟上の施設をするといふことが其主眼でありますけれども、輸出貿易の振興を圖るといふ見地から致しますと、其規模も小さいし、又活動の範圍も十分でないように思はれるのであります。是はどうしても新しい法制を作つて、消極的には弊害矯正に付て十分な働きをし、又積極的には輸出振興の爲に、色々な活動をするといふことの出来る法人を作る必要があるといふ結果になりますので、茲に新しい法律を作る必要を認めて、輸出組合法並に重要輸出品工業組合法の、二つの法律が制定せられた譯であります。輸出組合法制定の趣旨は、大体以上の通りであります。

然らば、輸出組合法制は、どういふことになつて居るかといふ点に付て、少しく申上げて見たいと存じます。此輸出組合には二つの種類があるのであります。即ち、第一には同一種類の重要輸出品の輸出を業とする者が集まつて組織する場合と、二つには、同一市場を目的として、商品の輸出を業とする者が集まつて組織する場合と、此二つの種類であります。第一のは同一種類の重要輸出品といふことで纏まるのでありまして、其輸出先即ち、輸出市場は必らずしも同一たることを要しないのであります。第二の同一市場を目的とするといふ組合は、是は其取扱ふ商品は必らずしも同一品種に限らない譯であります。

然らば、此同一種類の重要輸出品といふのは、どういふ物かと申しますと、此重要輸出品は商工大臣が之を指定することになつて居りまして、商工省の告示で、三十四品目指定されて居るのであります。重要輸出品であり

ますから、毎年、相當額の輸出がありますものであつて、而も此輸出組合法の趣旨から致しまして、輸出組合を作るといふことの必要のあらうと思はれるものに付て、指定がされてある譯でございます。詰り告示を御覽になれば分りますが、綿織物とか、絹織物とか、毛織物とか、其他合せて、三十四品目が挙げられてあります。是は重要輸出品の指定であります。

然らば、同一種類といふことが法律に書いてあるが、是はどういふことに解釋して宜しいかと申しますと、是は商工省の告示は、大体に於て、種類別に挙げてあるのであります。同一種類といふ点に付て、別にそれを確定した意味でありませぬから、同一種類といふことは、矢張り一般の見解に従つて、是等の物は、同じ品種であると認められるものならば差支はない。従つて三十四品目の二三に通じて同一種類として組合を作る場合もありませうし、又其の各品の内の一部に付ても組合を作ることが出来る。例へて見ますれば、毛織物といふ中に於て、モスリンのみに於て輸出組合を作るといふことも固より出来るのであります。

それから同一市場といふことは、是亦法律には、別段其定義は掲げてないのであります。是は矢張り一般の見解に遵ひまして、輸出貿易の關係上、相當纏まつた、一つの市場と認められる方面に對して、輸出する者が組合を作り得ることでありませぬ。例へば對露の輸出組合とか、或は對印度の輸出組合も出来ようかとも思ひますし、或は其輸出組合は一國の一市場を限つて同一市場と認められる場合に於ては、それを目的とした組合も出来る譯であります。

次に輸出を業とする者といふのは、どういふ意味かと申しますと、是は矢張り普通の意味でありまして、商品を海外に賣出すことを營業として居るもので、言ひ換へますと、直輸出業者を見て居るのであります。従つて國內に於ける外國商館に賣込む者とか、或は商品の輸出を、他人に全部委託してしまふ者、斯ういふ者は差し當つ

て、世中には這入らぬことになるのであります。併しながら、輸出組合が出来たならば、一つ輸出組合に這入つて、自分の商品は輸出組合に委託して輸出しようといふのでありましたが、是は輸出組合の法制の性質上、輸出組合に委託する者に付きましては、組合員たる資格はあるものと思ふのであります。輸出組合は大休さういふ風にして出来るのであります。

然らば如何なる事業を行ふのであるか、と申しますと、是は法律の第三條に掲げられて居りまして、法律の條文に付て、便宜上御説明申し上げますが、第一號は「組合員ノ取扱商品ノ委託輸出、輸出ノ斡旋、保管、選別、包装、荷造其ノ他組合員ノ營業ニ關スル共同施設」といふことになつて居ります。詰り、積極的方面の活動を認められた規定でありまして、委託輸出と申しますと、詰り組合員の取扱商品ノ委託を受けて外國に輸出するのであります。此場合は、組合が輸出の關係に於きましては、正面に立つ譯でありまして、組合員は間接の立場に在る譯であります。組合は丁度問屋のような仕事をします。輸出の斡旋と申しますれば、是は契約の當事者とならずして、第三者の立場にあつて、輸出貿易に就て、色々な世話を焼くといふことになりませうし、又保管と申しますれば、組合員の取扱商品ノ共同の倉庫を設けるとか、其處で品物を預るといふような事を指すのであります。其他別段に御説明申し上げるまでもないかと存じますが、次は第二號であります。是は「組合員ノ營業上ノ弊害ヲ矯正スル爲必要ナル取締又ハ事業經營ニ對スル制限」といふことになつて居りまして、是が組合の消極的方面の活動を認めて居る譯であります。詰り、先程申し上げたような、輸出貿易上の色々な弊害がある、其弊害を矯正する爲に必要な色々な施設をなすことを得る。例へて見ますれば、必要あれば、販路の協定をすることかありませうし、輸出數量の協定をすることか出來ませう。或は輸出時期とか、輸出價格とかいふものに付ての協定も出來得る譯であります。それから輸出商品、及び其荷造とか、包装とかいふものに付ての検査も行ふ

ことが出来るのであります。次が第三號でありますが、是は「海外市場ノ調査、新販路ノ開拓其ノ他組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル施設」を爲し得ることを認めた規定であります。海外市場の調査の爲、或は新販路の開拓の爲に、調査員を派遣するとか、或は見本市を開催するとか、展覽會を開催し、又は他に出品をするといふような事が總て此第三號の規定に當る譯であります。輸出組合の事業は大體以上の如くであります。

輸出組合の地區はどうなるかと申しますと、是は組合の性質上、對外的の團體でありますから、成るべく全國の同業者が一致してやるといふことが理想ではなからうかと思ふのであります。國內に於て、同じような輸出組合が各所に出来るといふことになりませうし、自然それ等の間に於て、又競争が行はれるといふことで、折角輸出組合法を作りまして、其目的の大半は達成せられないことになりはしないかと思ふのであります。併しながら、具体的場合に當つて見ますと、商品の種類とか、其他の關係に於て、必しも理想通りに行かない場合もありませうが、理想として全國を以て一地區とするのがよからうと思ふのであります。

それから輸出組合に於きまして、工業組合と同じように、場合に依ては、組合員外の者を拘束し得るような規定になつて居るのであります。是は組合が、營業上の弊害を矯正する爲に必要な施設をなして居りまする場合に、組合員外の者が、拘束されないからして之に反するような行爲を勝手にするといふことであります。ば、輸出組合で折角、さういふ弊害矯正の施設をして居りまして、十分に効果が達成せられない譯でありますから、此場合に、商工大臣は、必要を認めましたならば、法律の第九條の規定に依りまして、組合員外の者を拘束して、組合の定むる取締、又は制限に依らしむることを得ることになつて居るのであります。

輸出組合は、先程申しましたように、輸出振興といふことが其目的になつて居るのであります。輸出振興といふことは、國家としても、固より之を圖らなければならぬ点でありますから、輸出組合に對しては、國家は相當

の保護を與へて居ると共に、又一面必要なる監督をするといふことになつて居るのであります。如何なる保護が與へられて居るかと申しますと、是は法律上に與へられた保護を、それから法律以外に色々の特典があります。が、法律上に於きましては、輸出組合に對しては、所得税及び營業税を課せないとか、それから輸出組合法に基いてなす登記に付ては、登記税は要らないといふような、色々な規定があります。之等は財政的の保護であります。が、其他組合法の規定を見ますと、或は輸出組合に非ざれば輸出組合なる名稱を附けてはいかぬといふようなこと、又先程申しました弊害矯正の爲に、組合員外の者を拘束する規定であるとか、或は組合の證票とか検査票を不正に使用する者を處罰する規定であるといふようなものは、皆輸出組合の事業を圓滑に行はしめようとする趣旨の法制に外ならぬのであります。それから法律以外の保護であります。是は先程ちよつとお話もありましたが、輸出組合に付きましては、爲替上に特別の援助を與へようといふことになつて居るのであります。是は商工省と大藏省と色々打合せを致し、又大藏省から關係銀行に對して色々お話があつて、さうして大体に於て、決つて居る事柄であります。其要点を申し上げますれば、重要輸出品工業組合又は輸出組合の検査合格品、及び兩組合の定款で以て、道府縣の検査を受けることに定めてありますれば、其道府縣の検査合格品を輸出する場合に於きましては、其利附手形の割引に付て、之を五分にしようといふことに話がつて居るのであります。併し必要な資金の限度は確定して居りませぬが、是は現在の輸出貿易の状態から見まして、必要な限度は出し得ることに大体なつて居ります。そして差當り、横濱正金銀行と、臺灣銀行の二行が之に當ることになつて居りますが、是等の合格品を輸出する場合に於きましては、是等の銀行に於て、信用確實と認められますものに付ては、低利の割引、詰り五分の割引を認めるといふことに話し合ひがついて居るのであります。其他、輸出組合の保護といふことに付きましては、今後色々考慮せられること、思ふのであります。が現在に於ては、其程度

に途が開いてある譯であります。

それから輸出組合の監督に就て一言いたしますが、是は重要輸出品工業組合と少しく趣きが違ひまして、商工大臣が直接に指導監督をするといふことに法制はなつて居るのであります。工業組合は地方的に、詰り地方の産業地區を基礎として作られますが、輸出組合は、大体に於て先程申し上げましたように全國的といふことを見て居りますから、商工大臣が直接に其の指導監督をするといふことに法制はなつて居るのであります。其他輸出組合法制に付きましては、大体重要輸出品工業組合法と同じでありますから、茲には重複を避けてお話をすることは略すことに致したいと存じます。

輸出組合の法制は、大体以上の通りであります。此法制が十分に活用されて、行くかどうかといふことは、どうしても此輸出組合を組織する人々の如何に依る次第であると思ふのであります。輸出組合を作る人々がよく輸出組合法の精神を理解いたしましたして、其精神を發揮することが出来るように其設立に付ても、其事業を實行して行く上に付きまして、よく考へて行はれましたならば、輸出組合法制は、誠に有意義なものとして、十分な効果を發揮することにならうと思ふのであります。現在此輸出貿易の振興を圖るといふことは、我國のみならず、世界各國が此必要を認めて其手段に腐心して居る譯であります。世界の戦争は大正七年に終りましたが、其以後は經濟界の戦争、言ひ換れば、國際商業戦といふものが行はれる譯であります。是等の外國に伍して世界に覇を唱へるといふのは、どうしても此國際商業戦に勝を占めるといふことでなければならぬと思ふのであります。其爲にはどうしても、此輸出貿易の振興を圖る一固より一面に於て輸入を抑制することも必要でありませう。併しながら、それは結局消極的の手段に過ぎない。進んで積極的に輸出貿易の振興を圖るといふことが刻下の急務だらうと思ふのであります。殊に我國の如き、資源は割合に乏しいのでありますから、國富の増進

といふことに付きましては、どうしても此工業及商業の方面に、より多く恃む所がなければならぬと思はれる次第でありますから、此輸出貿易振興といふ目的の爲に、新たに制定せられました輸出組合法に付きましては、どうぞ之を充分に利用し、十分に活用して、其立法の精神を充分に發揮するように御奮發をお願いいたすと共に、之に依て業者が共存共榮、お互に利益を増進し、延いては國富の増進といふことの爲に、一層の御努力あらむことを、此際に切望して已まないであります。長い間御清聴を頂きましたことに對しまして深く御禮を申し上げます。

(拍手)

終